

令和3年度12月23日

令和3年度 卒業論文

論題：高額転売の影響と対策

担当教員名：平川 幹和子

九州産業大学 商学部

学籍番号：18CB412

氏名：池田 莉菜

要約

新型コロナウイルスの影響により、マスクや消毒薬品などの大量買い占めやゲーム機などの人気商品の買い占めがおこり、高額転売が話題になった。そこで本論文では、高額転売が起きる要因を探り、「高額転売の具体的な定義がない」「1次流通と2次流通との連携が上手く取れていない」「転売に対する法律がない」という3つの課題を見出した。さらに、高額転売に対する改善策として、箱ひげ図を用いた高額転売の判断手法、一次流通と二次流通が顧客情報の管理、転売に対する新たな法律3つを高額転売に対する対策案を提案する。(244文字)

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに..... | 4 |
| 第一章 転売の現状 | 6 |
| 第一節 転売と違法行為..... | 6 |
| 第二節 転売屋の仕組み..... | 8 |
| 第二章 高額転売の影響と課題 | 10 |
| 第一節 高額転売による被害..... | 10 |
| 第二節 高額転売がおこる原因と課題..... | 12 |
| 第三章 高額転売の防止策の提案 | 15 |
| 第一節 箱ひげ図を用いた高額転売の判断..... | 15 |
| 第二節 一次流通と二次流通と連携を取るための対策..... | 16 |
| 第三節 転売に対する法律の整備..... | 18 |
| おわりに..... | 20 |
| 参考文献..... | 22 |
| 謝辞 23 | |

はじめに

近年、日本ではフリマアプリの登場やオークションアプリの登場により様々なものが消費者対消費者で取引されるようになった。フリマアプリを使えば、消費者間同士で取引することでより思わぬ商品を安価に手に入れる可能性があり、スキルや空間など様々なものを出品できるが、その一方、トラブルも多く発生しており、商品を高額で転売し利益を得る転売屋が度々問題になっている。例えば、2021年5月にフジテレビ主催の展覧会にて発売されたベアブリックを買うために、多くの転売ヤーが徹夜で並び買占めるといった事件が起きた¹。このことでコロナ禍にもかかわらず三蜜状態となり、会場が暴動のような状況となり警察まで介入した。

チケットの不正転売について曾田によると、「コンサートなどのチケットを、組織的システムの大量に入手し、それをもとの設定価格よりも高い価格で売りさばくことであり、転売業者が、チケットの自動購入ソフトを使って高速アクセスを繰り返すなどして、発売数分で買い占めて、高値で出品している」(2018、27頁)²ことが問題であったため、2019年6月14日に「チケット不正転売禁止法」が制定された。これによりチケットキャンプなどのチケット取引サイトは閉鎖されるなどの対策が取られるようになった。このようにチケットの不正転売については法律で取り締まることができるようになったが、その他にも様々な物が高額で転売されている。

また、新型コロナウイルスの影響でマスクや消毒製品などを中心に転売屋により商品の買い占めが起き、メルカリやラクマなどで高額転売が問題となり、譲渡の禁止や罰則を設けるなど国民生活安定緊急措置法が適用された。

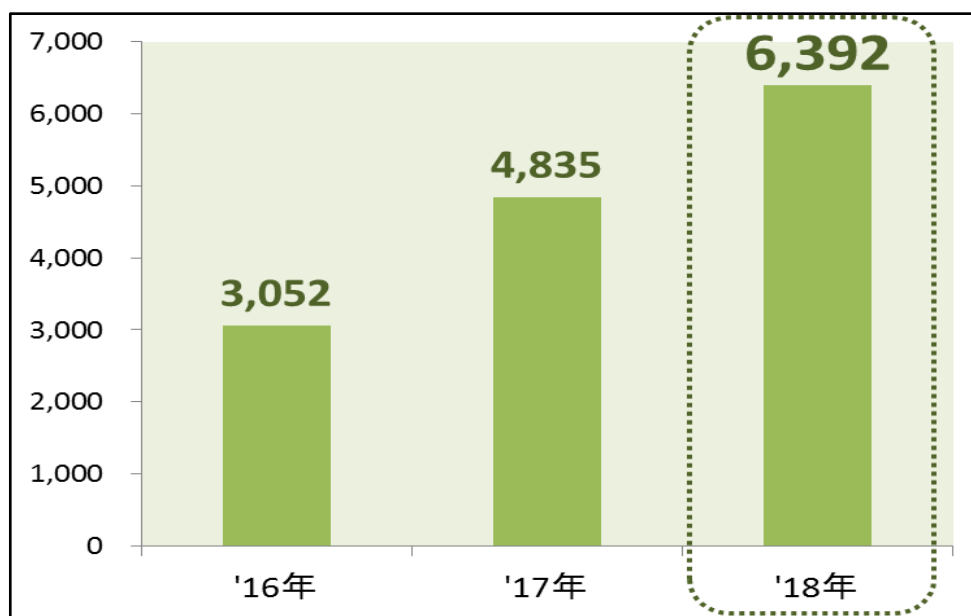
このように、フリマアプリやオークションサイトなど二次流通の過程で特に高額転売や不正転売などの問題が大きく取り上げられるようになったが、二次流通の市場規模は2019年1兆7,407億円であり2020年は1兆9,586億円と伸び率は12.5%と大きく成長した³。その要因として、スマートフォンの普及による取引がしやすい環境が生まれたことにある。フリマアプリなどの登場により、手軽に売買を行うといったことに利便性を見出す利用者が増加し、市場拡大に貢献した。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため外出自粛が広がり、家の中を整理する人が増え、フリマアプリを使用した人が増加したことも要因として考えられる。実際に、フリマアプリの市場規模は2018年には6,392億円と2016年の市場規模より2倍程大

¹ 文春オンライン『「触んなよ！ オラァ！」フジテレビ主催展覧会で転売ヤーが“超3密暴動”に警察出動』<https://bunshun.jp/articles/-/45460> (2021/11/23)

² 曾田修司 (2018)『チケット高額転売のよりよい解決方法とは』

³ 経済産業省『電子商取引に関する市場調査報告書-CtoC 推定市場規模』<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730010/20210730010.html> (2021/11/23)

きくなっている⁴ (図 1 参照)。



出所：経済産業省（平成 30 年度）“我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備”
<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190516002/20190516002-1.pdf> (2021/12/14)

図 1 国内電子商取引市場規模の推移

これにより高額転売が増加したのではないかと考え、なぜ高額転売が起こるのか原因を探り、高額転売を減らす方法および改善策について探る。そのために、第一章では転売についての現状を知るべく、転売の現状や定義について述べていく。第二章では現状からみた課題を整理し高額転売の課題について考える。第三章では定義した課題を消費者行動という面から提言し、結論と今後の展望を示す。

⁴ 経済産業省『我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備』
<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190516002/20190516002-1.pdf> (2021/12/14)

第一章 転売の現状

第一節 転売と違法行為

転売とは、「小売業者から商品を購入し、それらを販売する行為」のことである。最近の報道などから「転売＝違法行為」と考える人がいるかもしれないが転売自体は違法ではない。転売と勘違いされやすいワードとして「せどり」や「物販」、「アフェリエイト」などが挙げられる。以下に違法な転売を示す。

① チケットの転売

2018年12月に成立した「不正転売禁止法」により、転売目的でチケットを購入する行為は禁止となった。定価よりも高い価格でチケットを転売した場合は犯罪行為とみなされ、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、またはその両方が科せられる。これにより、イベントやコンサートなどのチケット転売で逮捕される確率が非常に高くなった。電子チケットも対象となり、反復継続的に定価よりも高くチケットを転売している事で、チケット不正禁止法違反に該当と判断されることがある。一方、購入したチケットの当日に会場などにいけなくなり1度だけ他の人に売った場合や、販売価格が定価以下の場合であればチケット不正転売には違法しない。しかし、全てのチケットの転売が禁止されているわけではない。転売ができないチケットにはチケット券面に有償譲渡を禁止する旨が記載されている。電子チケットの場合は映像面に記載がある。また、興業の日時や場所、座席、入場者資格者の条件などが指定されているチケットも転売できない。例えば、入場時に購入者の氏名や電話番号、メールアドレスなどを確認することがある。

② ブランド品の偽物の販売

ブランド品の偽物を販売する行為は「商標法」により禁止されている。偽物と知りながら販売した場合、商標を侵害したとして違法行為とみなされる。また、有名ブランドのロゴを無断で使用した商品や、明らかに有名ブランドを模倣しているとわかる商品の転売も違法とされ、商標法第78条により10年以下の懲役か1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられる。なお、偽物は洋服やバッグ、雑貨、おもちゃなど幅広いジャンルに存在するため、転売してしまうケースも少なくない。

③ デジタルコンテンツをコピーしての販売

2012年10月より、違法ダウンロードは刑事罰の対象となったため、デジタルコンテンツのコピー販売する行為は違法である。デジタルコンテンツとは、具体的には音楽や電子書籍、映画、ゲームソフトなどを指す。盗撮した映画をオンライン上で販売するなどデ

デジタルコンテンツを制作した企業や個人の許可を得ずに利用する行為は著作権侵害に該当する。たとえ名前や内容を改変しても著作者人権侵害とみなされる。著作権侵害の場合は10年以下の懲役か1000万円以下の罰金またはその両方、著作者人権侵害の場合は5年以下の懲役か500万円以下の罰金、またはその両方が科せられる。

④ 酒類の転売

お酒を販売するには酒類免許が必要とされており、「酒税法」によって無許可でお酒を販売する行為は禁止されている。無許可でお酒を販売すると、酒税法違反として1年以下の懲役か20万円以下の罰金が科せられる。なお、酒類免許が必要なのは、商売として継続的にお酒を販売する場合である。自分で購入したお酒や人からもらったお酒を単発で売るのは問題ない。

⑤ 国の法律で禁止されているものの転売

国の法律により販売が禁止されているものや、所持すること自体が禁止されているものもある。例えば、違法に改造して威力を上げたエアガンや銃、脱法ハーブや麻薬、違法なポルノ作品は、所持しているだけでも違法となる。

⑥ 人や仕入れ先を欺いての転売

販売している商品自体が違法ではなかったとしても、仕入れ先や購入者に嘘をつくなどの相手を欺く転売は違法である。過去には転売目的ではないと嘘をついてチケットを購入し、詐欺罪に問われたケースがある。転売目的でチケットを購入する行為はチケット不正転売禁止法により規制されているが、この場合はチケットを不正転売禁止法違反や古物営業法違反ではなく、詐欺罪により逮捕されている。仮に、転売そのものの手順に問題がなかったとしても、販売業者をだまして仕入れを行うと詐欺罪に問われる可能性がある。詐欺罪の罰則は10年以下の懲役で、罰金刑は適用されない。かわりに、没収という付加刑が与えられることがある。

⑦ 古物商許可証なしでの販売

「古物営業法」により、古物を販売する場合は古物商許可証の取得が義務付けられている。古物とは使用目的で購入する物品のことである。そのため、新品や未開封の商品でも、消費者により一度購入された物品は古物と見なされる。古物をそのまま販売する場合に限らず、修理した古物を売ったり、委託販売をしたりする場合も古物許可証が必要である。古物商許可証を取得せずに違法な転売を行った場合、3年以下の懲役か100万円以下の罰金が適用される。ただし、フリマサイトやオークションで古物を売買する場合、古物許可証は必要ない。具体的には、自分で使っていたものや知り合いに譲り受け

たものなど、利益を得る目的で買い付けた商品でなければ、古物許可証がなくても売買可能である。

⑧ 転売が禁止・規制されている物

転売する商品によっては、チケット不正禁止法のように特別に転売が禁止されていたり、販売に免許が必要になったりするケースがある。表1に転売が禁止・規制されている物を示す。

表1 転売が禁止・規制されている物

| | |
|------------|----------------------|
| マスク・アルコール類 | 一時的に規制（2021年3月現在は解除） |
| 医薬品 | 免許が必要。薬機法違反の可能性 |
| 酒類 | 免許が必要。酒税法違反の可能性 |
| 個人輸入した化粧品 | 薬機法違反の可能性 |
| 偽ブランド品 | 商標法違反の可能性 |

出所：齋藤健博（2021/05/17）“転売で逮捕されるって本当？違法行為について事例付きで解説”、刑事弁護士ナビ、<https://keiji-pro.com/columns/390/>（2021/11/23）

第二節 転売屋の仕組み

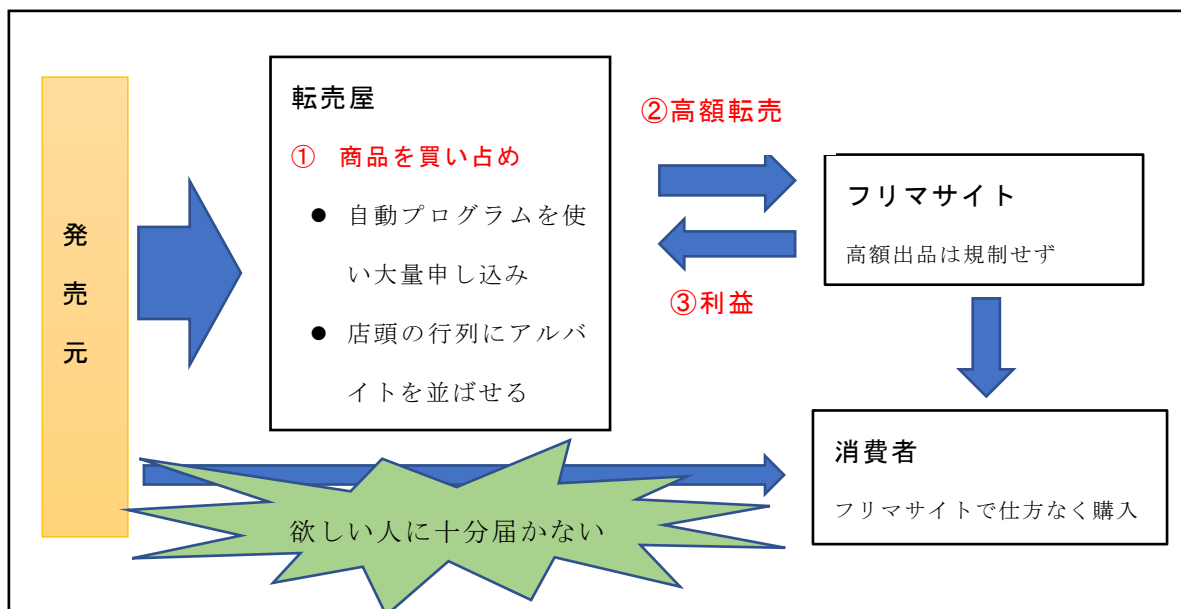
転売屋とは、他者から買ったものを別の人に売り、利益を出す人。造語として転売屋とバイヤーをかけた造語として「転売ヤー」などがある。転売屋は人気の商品を転売目的で買占め、一般消費者が適正価格で購入できなくなるケースが相次いでいる。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大で大きく問題視された「マスクの転売問題」。店頭やネットではマスクなどが品切れ、メルカリやヤフーオークションで高額で転売する行為が問題視され国民生活安定緊急措置法が適用された。これに対し、政府は商品供給の公平さを欠かないために「常識の範囲内での転売行為」を行うように呼び掛けている。では常識の範囲外の転売行為とみなされてしまうのはどのような場合なのか。その定義は大きく分けて以下の3つである。

- ① 明らかに膨大な利益を得ている。
- ② 不定期ではなく定期的に一定の利益を得ている。
- ③ 継続的に膨大な利益を得ている。

しかし、この3つの定義に当てはまっても犯罪では問われない。なぜなら、取り締まる法律がないからである。

転売の手法は年々高度化、大掛り化している。ネットでの発売が開始されるのと同時に「ボット」と呼ばれる自動プログラムで大量に購入を申しこんだり、アルバイトを雇って店頭で並

ばせたりするのである。これにより、商品を買占める事で欲しい人に商品が届かなくなり、市場で品薄感を出すことができる。この状況で転売屋が購入した商品をフリマアプリなどで高額で転売し利益を得る。これが転売屋の仕組みである（図2参照）。



出所：読賣新聞オンライン（2021/11/30）“「転売ヤー」買い占めに苦慮、広告に「お願いします…高く買わないでください」”、

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20211130-OYT1T50160/>（2021/11/30）

図2 転売屋の転売方法の仕組み

第二章 高額転売の影響と課題

高額転売の標的は、高額なブランド品やプレミアがついた商品など様々である。表2に業界ごとの高額転売の標的にされやすい商品をまとめた。

表2 業界別高額転売の標的にされやすい商品

| 業界 | 高額転売の標的にされやすい商品 |
|-------------------|-------------------------------|
| 家電 | PC、タブレット、美容家電、カメラなど |
| MVNO ¹ | 買い増しサービスや会員限定価格が設定されている割引商品など |
| 健康食品・サプリ | 初回購入割引が設定されている商品など |
| コスメ | 季節限定コスメ、限定モデル、話題になり需要過多の商品など |
| ブランドアパレル | 限定モデルや生産数が限られている商品、福袋など |

出所：不正検知 Lab（2020/08/11）“転売問題の現状は？様々な転売対策を事例と共に解説”、

<https://frauddetection.cacco.co.jp/media/knowhow/1878/>（2021/12/02）

第一節 高額転売による被害

高額転売によってどのような被害が起きているか、業界ごとに以下にまとめた。また、よく高額転売で問題になっている機械・ゲーム機の被害についてもまとめた。

① 家電

家電は人が生活する上で生活必需品であり、需要が安定しているため売買がしやすく金額も高い為高額転売の標的になりやすい。実際に起きた被害として電動自転車のバッテリーが盗難されフリマアプリで高額で転売された⁵。コロナ禍で新しい移動手段として注目され、2020年の自転車全体の約半数を占め、販売単価も2019年の4.9万円から2020年は8.4万円に上昇した。実際に電動自転車のバッテリーが盗まれ、フリマアプリに約5,000円～20,000円で出品しており、窃盗容疑で逮捕されている。

② MVNO

MVNOは楽天モバイルやワイモバイルなどの仮想移動体通信事業者のことであり、この格安SIMが高額転売に利用されている。ネットなどを通じて格安携帯電話事業者からSIMカードを大量に入手。会員制交流サイトでSMS認証代行請け負うと宣伝し、1回につき2,000円で請け負っていた。女性はフリマサイトで転売を繰り返し、アカウントをとめられた⁶。

⁵ YAHOO ニュース『盗難が多発する電動自転車バッテリー フリマアプリで高額転売も 防犯対策は』
<https://news.yahoo.co.jp/articles/5bea0696fddc4ffblcdf0006e0e6795498c553e>（2021/12/04）

⁶ 東京新聞『携帯電話番号を不正提供、アカウント開設時の本人確認すり抜け…SMS認証を代行した疑いで男を逮捕』
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/144917>（2021/12/06）

③ 健康食品・サプリ

健康食品やサプリの「初回のみ 90%オフ」などのキャンペーンがあり、定価より安い値段で買えるようになっている。その商品をキャンペーン価格で購入し、フリマアプリやオークションで転売する事例が増えてきている⁷。例えば、「お試し価格 1,000 円で買ったものの定価が、3,500 円だったとすればその値段より安くフリマなどに出せば、買ってもらえて、その差額で儲かる」というものである。

④ コスメ

化粧品ブランドの「SHIRO の期間現地絵の香水がフリマアプリなどで転売される被害が相次いだ⁸。予約が始まると同時にサーバーダウンが発生し、購入が出来ず、店舗でも即完売した。ツイッターでは、店舗で転売目的と思われる購入者を見つけたとする投稿も相次ぎ、多くの怒りの声があがった。

⑤ ブランドアパレル

2020 年にユニクロと鬼滅の刃のコラボ T シャツの高額転売が問題になった⁹。発売直後から多くのファンが T シャツを求めて店に並んでおり、ツイッター上では「朝イチ来たら開店前から並んでた」「すごい行列」「買おうとしたが全て売り切れ」との声が続出した。フリマアプリでも公式サイトでは「お一人様 1 柄につき 2 枚まで」との文言や、売り場には転売目的での購入を控えるよう促す注意書きがみられた。しかし、フリマアプリでは定価を超える価格で大量に転売されており、1 枚 2,000 円と倍以上の価格のものや、全デザイン 8 枚セットが 1 万 4,000 円ほどで出品されているものもあった。

⑥ 機械・ゲーム機

ソニーが発売した新型ゲーム機「PlayStation 5」の高額出品がメルカリで高額転売が相次いでいる問題で発売元のソニーがメルカリに転売防止に向けた協力を要請した¹⁰。メルカリでは PS5 発売前の 11 日前後から高額出品が続いている。一時は 1 台約 30 万円での出品があった他、10 万円以上の価格にもかかわらず、少なくとも 1,000 件以上の売買が成立していた。記者がメルカリで「PS5 本体」と検索したところ、11 月 24 日午後 5 時時点で

⁷ YAHOO ニュース『その転売、待った！サプリ、健康食品の悪質転売が問題になっている。フリマなどで売らないで、買わないで！』 <https://news.yahoo.co.jp/byline/tadafumiaki/20210717-00248050> (2021/12/10)

⁸ Jcast トренд『「SHIRO」人気香水を期間限定から定番製品化 転売ヤーの高額出品なくなれ』 <https://www.jcast.com/trend/2021/10/11422241.html?p=all> (2021/12/14)

⁹ Sirabee『ユニクロ、『鬼滅の刃』T シャツ大量転売にファン激怒 「本当にやめて!』、<https://sirabee.com/2020/08/08/20162385937/> (2021/12/14)

¹⁰ ITmediaNEWS『SIE、PS5 の高額転売でメルカリに協力要請 メルカリ「個別の協議内容にあたるため回答を差し控える」』 <https://www.sbbbit.jp/article/cont1/66997> (2021/12/14)

も、少なくとも 70 件の出品を確認でき、主な価格帯は 10 万円前後だった。

以上のことから、転売屋が商品を大量に買い占めることで、メーカーが提示している希望小売価格を大幅に上回る価格で販売をする事が可能な状態になっていることが分かる。本来、誰でも買える商品を転売屋が大量に買い占める事で手に入らなくなり転売屋からしか購入する方法がなくなり、その販売価格を転売屋は自由に設定できるようになってしまう。これは、小売店や一次流通を担っている店舗に販売した場合はメーカーも把握できるが、転売の場合は生産者が知らない所で販売されているため、希望小売価格やオープン価格などあくまで、設定されている金額以上でメルカリなどに販売されている。つまり、価格決定権がない人が価格を決めることができているという現状がこの被害から把握することが出来る。

第二節 高額転売がおこる原因と課題

第一節で高額転売による被害を挙げた。この被害から高額転売が起こる原因として二次流通の変革によるデジタルマーケットの爆発的な広がりが背景にあると考えられる。実際にスマートフォンの普及によりデジタルマーケットの広がりを助長していると考ええる。“経済産業省（令和 2 年度）電子商取引に関する市場調査報告書”によると、2015 年からスマホ経由による市場規模が毎年増加しており、その利用者数や市場規模は今後増加していくと考えられる。（図 2 参照）



出所：経済産業省（令和2年度）“電子商取引に関する市場調査報告書”
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/210730_new_hokoku_sho.pdf（2021/11/13）

図3 スマートフォン経由の市場規模の直近5年間の推移

スマートフォンの普及やICT技術の進歩により買占めや転売の手間を節約できることもそうだが、「誰でも容易に最高値の転売先とつながれること」の影響は大きい。

以上のことにより、高額転売の原因は、「転売屋による商品の大量買い占め・高額転売」と「高額だと分かっても買ってしまう消費者行動」が最大の要因だと考えられる。

① 転売屋による大量買い占め・高額転売

第一章の転売屋の仕組みでも書いたが、転売屋が大量購入する事で消費者に商品が行き届かず、結果、フリマアプリなどで購入する事になる。日本トレンドリサーチの調べでは、高額転売はヤフーオークション・メルカリ・Amazonといった媒体で行われていた¹¹。このように、転売の媒体としてデジタルマーケットが使用されているが、現状、法的規制がないため、ルールを設けてどこまで出品を規制するかはオークションやフリマサイト側に委ねられ、根本的な転売防止の対策を打ち出せずにいる。たとえば、（ある転売商品について）1万円で売るならいいけど5万円は許せない、3個出品するのはいいが10個はダメ、

¹¹ 日本トレンドリサーチ『【高額転売】欲しいものが高く売られていたことが「ある」38.1%』
<https://trend-research.jp/7026/>（2021/12/14）

といった規制対象の判断が難しいからである。

② 高額だと分かってしまう消費者行動

高額転売が無くならない理由の一つに、消費者の中に高額転売でも買いたいと思っている人がいることである。全国の男女 2,300 人にアンケートを採った結果、今までに「高額転売」されている商品を購入したことがありますか？という質問に対し、「ある」と答えた人が 23.9%いた。また、高額転売されている商品を購入した場所・媒体としてヤフーオークション・メルカリ・Amazon といった媒体を挙げた¹²。購入理由は「お金で解決できるなら望むところだった」、「高額とはいえ、ほしいものが手に入るのであれば手段を選ばないと思っていたので」であった。高額でも買ってしまふ要因としては、情報が不足している事が挙げられた。たとえば、マスクの高額転売問題も「今買わないと」と焦ってしまい、メルカリなどで高額でも買ってしまふことが起きたと考えられる。

これらのことから、課題として以下の3つが考えられる。

- (1) どこからが高額転売となるのか具体的な定義がない
- (2) 一次流通と二次流通との連携が上手く取れていない
- (3) 転売に対する法律がない

次章では、この3つの課題についての対策を述べたい。

¹²日本トレンドリサーチ『【高額転売】欲しいものが高く売られていたことが「ある」38.1%』
<https://trend-research.jp/7026/> (2021/12/14)

第三章 高額転売の防止策の提案

第二章で「高額転売の定義」「一次流通と二次流通と連携を取るための対策」「転売に対する法律の整備」の3つの課題を示した。そこで本章では、これらの課題について解決策を示し、高額転売の防止策を提案する。

第一節 箱ひげ図を用いた高額転売の判断

品物を安く買って高く売るのはビジネスの基本である。高額転売をしている者も、自分はビジネスをしているだけだと言い張ることもあるだろう。問題は、品物が不当な高値で売られることである。しかしながら、どこからが高額でどこまでが高額ではないのかの線引きが難しい。そこで、箱ひげ図を用いて売価が高額か否かを判断する方法で高額転売の判断定義を定めることを提案する。

一次流通での商品価格の集合を用いて箱ひげ図を作成し、「第三四分位数+四分位範囲×1.5」以上の価格を外れ値とし、高額転売に当たると判断する（図5参照）。

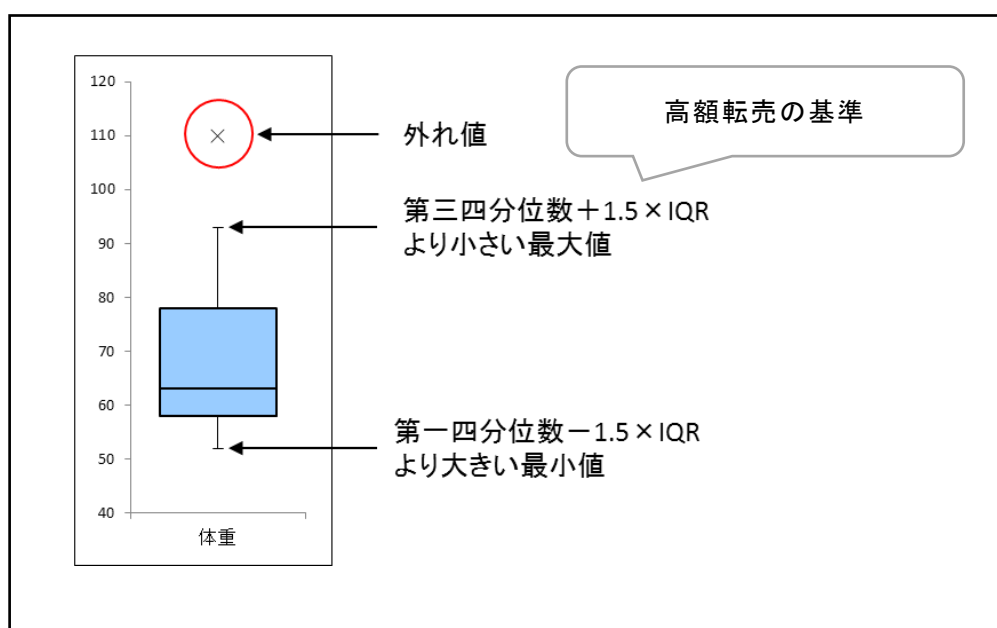
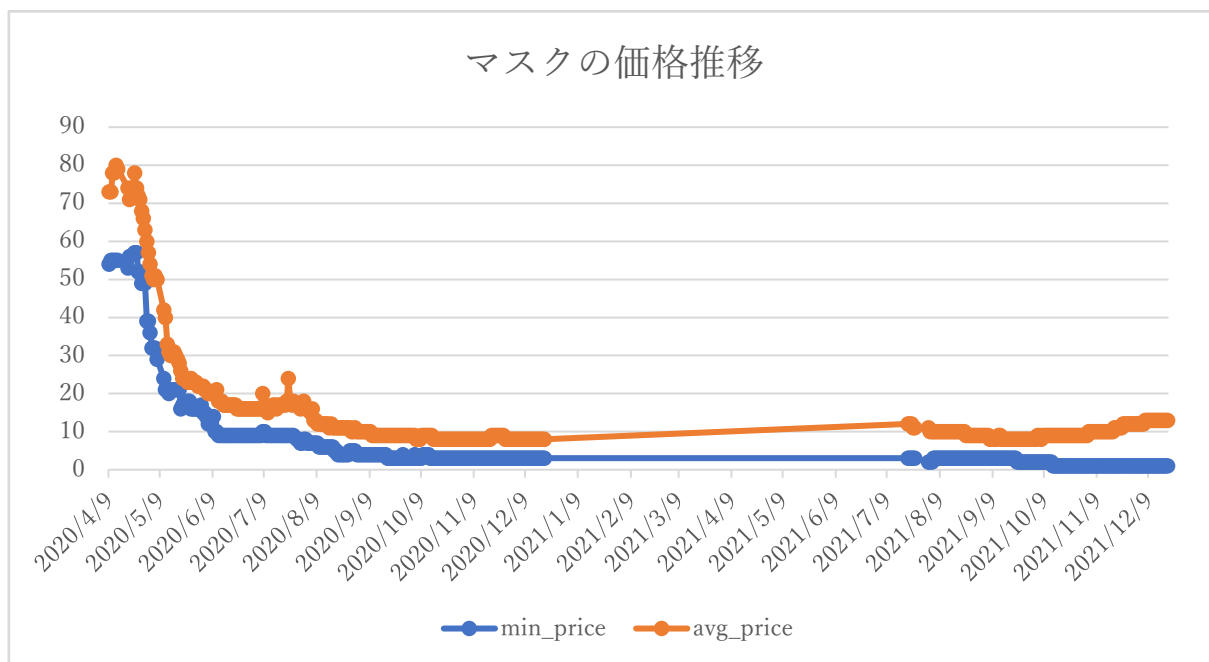


図4 箱ひげ図を用いた高額転売の定義

この箱ひげ図を用いて高額転売の基準を判断しようと考えた場合、一つ問題がある。2020年、新型コロナウイルスの影響によりマスクや消毒製品の値上がりが始まった。図5に示すように、価格ドットコムや在庫ドットコムなどで見られたマスクの価格は、2020年4月9日の段階で平均価格推移は1枚あたり73円で推移していた。残念ながら新型コロナウイルスが蔓延する前（2020年4月9日以前）のデータがないため、この時に箱ひげ図での高額転売判定を行おうとしてもできなかったのである。2020年9月～2021年12月は1枚あたり約13円

付近で推移しているの、新型コロナウイルス蔓延前の通常価格より高いとはいえ、現在値を元に箱ひげ図を作って次の高額転売に備えることはできるだろう。このように、異常な事態に突入する前のデータを収集していなければ、箱ひげ図で高額転売の判断をするのは難しいのである。この点については、ビッグデータの活用を期待したい。



出所：在庫.com “マスク・平均値・最安値の価格推移” <https://zaikosokuho.com/stats/mask> (2021/12/21)

図5 在庫.comのデータを参考にしたマスクの価格推移

しかしながら、箱ひげ図を用いて高額転売と判断された場合は、ヤフーオークション・メルカリ・Amazonなどの出品が取り消されるようになると、「転売屋による商品の大量買い占め・高額転売」に対処ができると考えられる。

第二節 一次流通と二次流通と連携を取るための対策

一次流通と二次流通の連携が取れていない理由として、まず、高額転売における消費者行動が挙げられる。「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による消費行動の変化等に関する研究」¹³では、2020年4～5月の緊急事態宣言前後において約4割の人が不足していた

¹³ 消費者庁『「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による消費行動の変化等に関する研究」におけるウェブ調査結果及びリサーチ・ディスカッション・ペーパーの公表について』
https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_002/assets/future_caa_cms201_211018_01.pdf (2021/12/21)

物を「心配で、手元にあってもさらに買った」経験があるとしている。このように品不足への不安があるほど「買い占め行動」をとる傾向があるのである。

しかしながら、一次流通と二次流通との連携が取れていれば、二次流通の画面上に注意喚起などを表示することができたのではないかと考えられる¹⁴。一次流通が二次流通の転売者を把握し、そのような者へ商品を売らなければよいのである。実際にノジマは転売対策として「フリマサイトで覆面調査をし、直接お電話して対象商品を出品停止する」¹⁵対策を行っている。また、ヨドバシカメラは、割込防止券やヨドバシカメラの専用のゴールド・ポイントカード・プラスを持っている人のみが購入が出来るように仕組みを整えた¹⁶。つまり、一次流通と二次流通が顧客情報の管理を行い、購入した人と出品した人との連携が取れていれば高額転売の対策になるのではないだろうか。そのようなデータベースを整えることは高額転売に有効だと考える。

また、消費者の不足に対する不安を解消するために、メーカーや小売店が「何が」「いつ頃」「出荷・入荷される」のか、情報を集めたサイトの作成を提案する（図6参照）。



図6 一次流通と二次流通と連携を取るための対策

¹⁴ 東洋経済 Plus 『転売屋の是非 「転売対策で法律に頼ったら事業者として失格」』
<https://premium.toyokeizai.net/articles/-/26196> (2021/12/17)

¹⁵ Nojima 『転売撲滅宣言！「ノジマは転売目的のご購入をお断りしていますので、安心してお買い求めいただけます！」』 <https://www.nojima.co.jp/support/koneta/66503/> (2021/12/17)

¹⁶ ファミ通.com 『【PS5】ヨドバシカメラアキバ、プレイステーション5の購入方法を変更。ヨドバシクレジットカードが必須に』 <https://www.famitsu.com/news/202102/02213830.html>
(2021/12/21)

このサイトは、企業が商品の出荷情報や入荷情報を書き込み、それを私たちが確認できるものである。

たとえば、マスクなど小売店の店舗に商品がない時にメーカーがいつ頃店舗に出荷して小売店にいつ頃入荷するかを私たち消費者が把握する事でどのくらい入荷に時間が掛かるか、どのタイミングで入荷するかなどを自分の家の備蓄など逆算でき、在庫の確保など把握が出来ると考える。また、メーカーや小売店が書き込む事で情報の信ぴょう性が増し、このサイトを見れば把握できる状況にする事で品不足への不安や権威の影響を受け「買い占め行動」に走る消費者行動を抑制できるのではないかと考える。このサイトを見て転売屋が買い占めに走っても、箱ひげ図で高額転売とされて出品が取り消されるようになっていけば、一般消費者に商品がいきわたる。

第三節 転売に対する法律の整備

現在、日本には高額転売に関する法律が存在しない。高額転売が横行している理由として、製品が古物として扱われており、出品者がその販売価格を自由に決めることが出来るという点が問題である。また、メーカーが販売価格を決めてしまった場合、独占禁止法に違反する可能性がある。

そこで「通常販売品に限り現在も、生産が継続して行われているものは、定価以上の販売は禁止」という法律を提案する。

1964年から1994年にかけて、小売店であったダイエーは、松下電器製品を値引き許容範囲の15%を超えた20%引きで販売を行った。これに対して松下電器産業(株)は、ダイエーへの出荷停止措置をとり、今度はダイエーが同社を独占禁止法違反の疑いで告訴を行った。このように両社の争いは泥沼化した。この時、当時松下電器産業株式会社の相談役であった松下幸之助氏は1975年に中内を京都の真々庵に招いて、「もう覇道はやめて、王道を歩むことを考えたらどうか」と諭したが、ダイエー社長であった中内功氏はこれに応じなかった。両社が正式に和解したのは、30年後の1994年である¹⁷

この事を受け、現在では価格決定権は消費者に委ねられており、特に家電製品ではオープン価格という手法が主流になりメーカーは出荷価格を決めるのみで、販売価格は小売業者が消費者と向き合いながら自由に設定できるようになった。しかしながら、現代では価格を決定するはずの小売業者ではなく、転売屋が買い占めることで転売屋が自由に価格を決めることが出来る状況になってしまっている。

¹⁷ 日本総研『松下幸之助と中内功の信念』、<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=5932> (2021/12/21)

そこで、今一度メーカーで定価を定めることで、通常販売品などいつでも手に入るものなど、「現在も製造・販売しているものは定価以上で販売してはならない」という法律を設ければ、メーカーも独占禁止法に違反することなく販売する事ができるのではないかと考える（図7参照）。

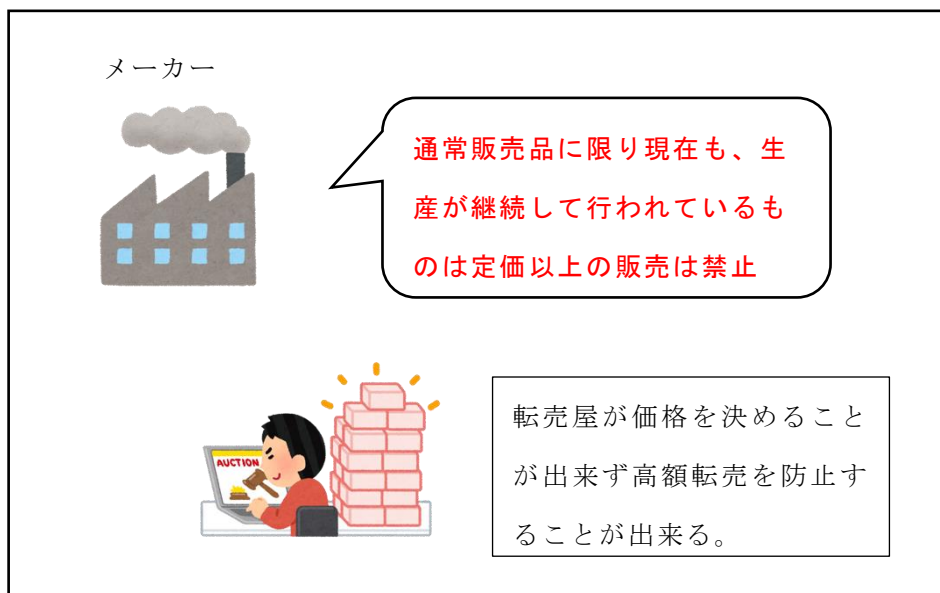


図7 転売に対する法律の整備

このように取えて定価を再度決める事で、定価以上で売っていけば高額転売、定価以下なら転売と一つの目安が出来、消費者も買う際に注意する事が出来るのではないかと考える。

おわりに

この論文では、高額転売による影響とその対策について論じてきた。

はじめにでは、近年の高額転売が原因で法律ができた「チケット不正転売禁止法」と高額転売で起きた事件とについて述べた。

第一章では、転売の定義について、転売による違法行為、転売屋の存在から、どのように転売屋が商品を大量に買い占めているのかの転売屋の仕組みについて述べた。

第二章では、高額転売の現状として、業界ごとに現状を分類し、各業界でどのような被害が起きているのか、その被害から、高額転売が起こる要因とそこから見える3つの課題「高額転売の具体的な定義がない」「一次流通と二次流通との連携が上手く取れていない」「転売に対する法律がない」について述べた。

第三章では、第二章であげた課題から「高額転売の定義」「一次流通と二次流通と連携を取るための対策」「転売に対する法律の整備」についての対策案を述べた。

現在では、一次流通ではIPアドレスを辿って大量買い占めを抑制や、店舗で買う時点で会員のみや一定金額買った履歴がわかる人や、ゲームのソフトと一緒に買わないと販売しないという転売対策を行っているが、二次流通であるメルカリやヤフーオークションではその転売屋達を対処するプラットフォームが存在しない。また、法律もチケット不正転売禁止法が出来たのにも関わらず、その他の高額転売は取り締まられていないのが現状である。その為、今現在出来る対策としては、小売店の細かい転売防止策や転売屋の良心に頼るのが現状なのではないかと考える。

今回は高額転売の解決策として、箱ひげ図を用いた高額転売の判断、一次流通と二次流通と連携をとるための対策、転売に対する法律の整備を提案した。

まず、箱ひげ図を用いた高額転売の判断は、箱ひげ図の外れ値を高額転売の基準とすると定義した。しかし、コロナウイルスが蔓延する前のデータなく、価格の推移の比較を行う事が出来なかった。このように、異常な事態に突入する前のデータを収集していなければ、箱ひげ図で高額転売の判断をするのは難しいのである。

次に、一次流通と二次流通と連携をとるための対策として、メーカーや小売店が「何が」「いつ頃」「出荷・入荷される」のか、情報を集めたサイトの作成を提案した。このサイトを確認することで、小売店の店舗に商品がない時にメーカーがいつ頃店舗に出荷して小売店にいつ頃入荷するかを私たち消費者が把握する事でどのくらい入荷に時間が掛かるか、どのタイミングで入荷するかなどを自分の家の備蓄など逆算でき、在庫の確保など把握が出来る。よって品不足や不安の影響で「買い占め行動」に走る消費者行動を抑制できるのではないかと考える。

最後に、転売に対する法律の整備として通常販売品に限り現在も、生産が継続して行われているものは、定価以上の販売は禁止という法律を提案した。昔、ダイエーが定価より低い値段で販売を行った。これに対して、メーカー側が出荷停止措置をとり、今度はダイエーが同社を独占禁止法違反の疑いで告訴を行った。その結果、オープン価格という手法が主流になりメーカーは出荷価格を決めるのみで、販売価格は小売業者が消費者と向き合いながら自由に設定できるようになった。しかし、代では価格を決定するはずの小売業者ではなく、転売屋が買い占めることで転売屋が自由に価格を決めることが出来る状況になってしまっている。そこで、今一度メーカーで定価を定めることで、通常販売品などいつでも手に入るものなど、「現在も製造・販売しているものは定価以上で販売してはならない」という法律を設ければ、独占禁止法に違反する事がないと考える。また、敢えて定価を再度決める事で、定価以上で売ってれば高額転売、定価以下なら転売と一つの目安が出来、消費者も買う際に注意する事が出来るのではないかと考える。

参考文献

- 物販総合研究所（2019-12-27）“安く買って高く売るのは違法!!転売の仕組みとポイントを徹底解説”
<https://www.busoken.com/blog/>（2021/11/23）
- 刑事弁護士ナビ（2021-5-17）“転売で逮捕されるって本当？違法行為について事例付きで解説”
、<https://keiji-pro.com/columns/390/>（2021/11/23）
- 読売新聞オンライン（2021/11/30）“「転売ヤー」買い占めに苦慮、広告に「お願いします…高く買わないでください」、<https://www.yomiuri.co.jp/national/20211130-0YT1T50160/2/>
”（2021/11/30）
- 大進洋行（2021/02/16）“転売ヤーは果たして悪なのか？流行する転売行為について鑑定士が解説します。”
<https://daisin78s.com/news/1361/> “（2021/11/30）
- 不正検知 Lab（2020/08/11）“転売問題の現状は？様々な転売対策を事例と共に解説”
<https://frauddetection.cacco.co.jp/media/knowhow/1878/>（2021/12/02）
- 経済産業省（2021/07/30）“『電子商取引に関する市場調査の結果を取りまとめました』”
<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730010/20210730010.html>（2021/12/14）
- 統計WEB『箱ひげ図の見方』
<https://bellcurve.jp/statistics/course/5220.html>（2021/12/18）
- 統計WEB『外れ値検出のある箱ひげ図』
<https://bellcurve.jp/statistics/course/5222.html>（2021/12/19）

謝辞

本卒業論文の作成にあたり、終始適切な助言と丁寧な指導をして下さったゼミの平川幹和子准教授には心より感謝申し上げます。また、論文中の意見を頂いた平川ゼミの皆様には多くのご支援をいただきました。お礼申し上げます。

ありがとうございました。
